

平成 29 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 4 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 7 月 13 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（3 名）

星部会長、青野委員、野澤委員

事務局（4 名）

行政管理課長、池田主査、三枝主査、原田主任

説明者（7 名）

建築指導課長、危機管理課長、ごみ減量リサイクル課長、東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長、道路課長、交通対策課長、景観・まちづくり課長

【部会長】

第4回外部評価委員会第1部会を開会します。外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会長の星です。部会の委員は、青野委員、犬塚委員、荻野委員、野澤委員です。犬塚委員と荻野委員は本日欠席です。

本日は、三つの事業についてヒアリングを行います。計画事業56、57については30分の想定でヒアリングを行い、計画事業61については1時間の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業56「アスベスト対策」について、建築指導課長から説明をお願いします。

【建築指導課長】

建築指導課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

区内のアスベストを使用している建物の数は把握しているのでしょうか。

【建築指導課長】

区有施設以外の建物については、アンケート調査を実施しています。アンケートでは、鉄骨造の建物で面積が100㎡から10,000㎡以上の建物の所有者に対して実施し、所有している建物にアスベストが使用されているか、使用されている場合には除去等の措置を講じているか等に関して調査しています。アンケートの結果では、アスベストを使用し、特に措置を講じていない建物は、現時点で49件です。しかし、未回答の方も多くいますので、区内のアスベストを使用している建物の正確な数は把握できていません。

【委員】

アスベストを除去した面積は把握していますか。

【建築指導課長】

助成の際に工事の報告書を提出していただくので、アスベストを除去した面積については把握しています。

【委員】

指標1「アスベスト除去等工事費助成実施件数」とありますが、助成を受けずに工事を実施した件数は分かりますか。

また、助成を受けた上で、所有者が負担する費用はどれくらいになるのでしょうか。

【建築指導課長】

まず、アスベスト除去等工事費助成を受けずに除去等を行った件数についてです。実際にアスベスト除去等の工事を行う際には、区の担当課に届出をする必要があります。平成28年度の届出数が約100件あり、助成対象となった件数は2件です。したがって、助成を受けずに除去等の工事を実施した件数は約100件弱あります。

次に、費用についてです。内部評価シートの「手段」欄にも記載しておりますが、工事費の3分の2相当額を区で助成しますので、3分の1が所有者の負担となります。また、助成の上限額として、一戸建ての住宅は50万円まで、その他は300万円までと設定しています。

【委員】

アスベスト除去等工事を行った件数が約100件あるとのことですが、助成とした2件以外は、助成の対象にならなかったということですか。

【建築指導課長】

アスベスト除去等の工事については、吹付け材以外の断熱材におけるアスベストの除去についても届出の対象となります。断熱材除去の場合は助成の対象となりません。また、助成の対象を個人または中小企業者としていますので、大企業が建物所有者の場合も助成対象外となります。この結果、平成28年度に実際に助成を行った件数は2件となりました。

【委員】

アスベスト除去等工事を行う際の区への届出義務については、何か法律で定められています

か。

【建築指導課長】

大気汚染防止法で定められています。

【委員】

届出義務のみで、アスベストの除去義務までは規定されていないのですか。

【建築指導課長】

正確には分かりませんが、届出義務のみ規定されていると思います。

【委員】

平成28年度のアスベスト除去等工事の件数は約100件とのことですが、過去の工事件数の推移を教えてください。

【建築指導課長】

平成27年度の工事件数も約100件です。それ以前の工事件数は把握していません。

【部会長】

事業の目的として、全体のアスベストを減らしていくことを目的としているかと思います。アスベスト除去等工事費助成の件数が年間2件という実績についてはどのように考えますか。

【建築指導課長】

平成28年度の実績が2件というのは、実績として少ないと感じています。しかし、アスベストの除去について相談を受けた際に、助成制度を紹介することでアスベスト除去等工事につながる方もいますので、そのような点では、アスベスト除去に対して一定の効果はあると考えます。

【委員】

平成28年度に助成した2件の工事は、解体ですか、改修ですか。

【建築指導課長】

平成28年度は2件とも解体で助成をしています。

【委員】

改修で助成したこともありますか。

【建築指導課長】

過去には改修での助成もあります。

【委員】

内部評価では「目的（目標水準）の達成度」を「達成度が低い」と評価しています。助成件数のみで考えると目標値には達していませんが、調査や相談件数はかなりの成果を上げています。調査や相談を行うことにより、アスベストに対する意識啓発につながっているのではないかと思います。その点についてはどう考えますか。

【建築指導課長】

平成27年度に続き、平成28年度もアスベストの使用状況調査のフォローアップ調査を実施したところ、相談件数については飛躍的に増加しました。相談により、建物所有者のアスベスト

に対する意識啓発につながったと考えています。本事業は、助成を行うこと自体が目的ではなく、アスベストをなくすことが目的だと思っておりますので、建物所有者の意識啓発についても取り組んでいきたいと思っております。

【委員】

区の働き掛けにより、アスベスト除去等の工事につながったということも考えられますか。

【建築指導課長】

区の働き掛けをきっかけとして工事につながった場合もあるかと思いますが、直接確認をしていませんので把握はしていません。区としても、建物所有者に対しアスベストに関する周知等は様々な方法で行っていますので、それにより工事を行った方はいるのではないかと思います。

【部会長】

アスベスト調査員派遣制度を平成29年度から導入するとのことですが、調査内容はどのようなものですか。

【建築指導課長】

アスベストの有無や含有量等について調査するものです。

【部会長】

事業として、アスベストを減らすことを目的としているのであれば、建物所有者への意識啓発や働き掛けがより重要であると思っております。

では続いて、計画事業57「空き家等対策の推進」についてです。説明をお願いします。

【危機管理課長】

危機管理課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

平成25年度に「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」を策定したとのことですが、条例に基づく対応としてどのようなことを行っていますか。

【危機管理課長】

まず、管理不全な空き家等に関する相談や連絡を区にいただいた後、現場確認等を行い、条例で定める管理不全な空き家等に該当すると思われる場合に、条例に基づく対応をします。条例に基づく対応を行う場合には、「空き家等適正管理審査会」を開催します。空き家等適正管理審査会は、管理不全な状態に該当するか否かの判断や、管理不全な状態を改善・解消するための命令・代執行の実施に際し、区長が意見を聞く諮問機関として設置されています。過去に空き家等適正管理審査会の対象となった件数は4件あります。このうち、改善が見られたものが2件、解体により解決したものが1件、対応中のものが1件となっています。

【部会長】

平成25年度に新宿区空き家等の適正管理に関する条例を策定し、その後、空家等対策の推進

に関する特別措置法が施行されました。今後、法律の施行を受けて、条例改正や空き家対策の方向性などは考えていますか。

【危機管理課長】

平成28年度に空家等実態調査を実施し、空家の所在地や状況について現地調査を行いました。その結果、「老朽化が著しい・一部損傷あり」又は「損傷が激しい」と判断した空家が38棟という結果となりました。この38棟に早急に対応し、管理不全な状態の空き家やごみ屋敷等の解消を図ることを一つの方針としています。

また、もう一つの方針として、空家等の適正管理の促進・発生の抑制を考えています。建物が老朽化しないよう建物所有者に対し啓発活動を行うとともに、専門家団体等と連携し総合的な相談体制づくりに取り組んでいます。

【部会長】

内部評価シートは、空家等対策計画の策定についての内容が主なものとなっています。平成25年度に新宿区空き家等の適正管理に関する条例を策定し、その後、実際に実施している空き家対策についての記載がありませんが、その内容はどのようなものなのでしょうか。

【危機管理課長】

空家等については防火・防犯上の問題もあるため、地域住民や近隣の方から区に相談や情報提供があります。このような相談を受けて、関係する法律や条例等に基づき対応をしますが、改善が進まないものについては、新宿区空き家等の適正管理に関する条例による対応をすることとなります。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、より一層の空家等に対する対策の強化が必要となっていますので、空家等対策計画の中で区としての取組を明らかにした上で、平成30年度より実施することとしています。

本事業については、あくまで空家等対策計画の策定を目的として取り組んでいますので、実際の空き家等対策については、別事業で実施しています。

【委員】

建物所有者からの空き家等に関する相談は、どこで受けているのですか。

【建築指導課長】

区の空家対策は、危機管理課、ごみ減量リサイクル課、建築調整課の3課が担っています。相談内容に応じて、所管課が対応することとなっていますが、各課の対応については情報共有をしています。建築調整課では、老朽化している空家についての対応をしており、建物所有者に対し、個別に改善の指導をしています。

【委員】

空家等実態調査を実施したとのことですが、調査における空家の定義を教えてください。

【建築指導課長】

空家等実態調査では、空家を「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」と定義しています。そのため、例えば、建物所有者が実際には居住していないけど定期的に管理しているというものについても、空家

として含まれています。

【部会長】

新宿区空き家等の適正管理に関する条例では、代執行まで行えることとなっていますが、実際に代執行を行った事例はありますか。

【危機管理課長】

これまでの条例による対応については、実態調査・立入調査・所有者等の把握まで行われています。助言・指導及びその先の対応となる代執行等については行われていません。

【部会長】

実態調査・立入調査・所有者等の把握より先の対応をしていない理由は何ですか。

【ごみ減量リサイクル課長】

ごみ減量リサイクル課はごみ屋敷について対応していますが、ごみ屋敷となるまでの過程等は様々なケースがあります。現在の対応としては、指導を行うというよりも、建物所有者に何度も会うことで改善の方向に進めていくような形で取り組んでいます。そのような働き掛けを行うことで最終的には改善に至ることを目指しています。

【部会長】

空き家についてはどうですか。

【建築指導課長】

建築調整課は老朽化している空き家について対応していますが、条例による対応より前の段階において、個々の建物所有者に対し改善に向けた取組について指導しているところです。

【部会長】

早急に改善が必要な空き家が38棟あるとのことですが、今後、助言・指導等を行っていくことも考えていますか。

【建築指導課長】

老朽、損傷などが著しいということにより、近隣住民等に対して影響や問題がある場合には、条例による対応を進めていくことも必要だと考えています。

【部会長】

では続いて、計画事業61「歌舞伎町地区のまちづくり推進」についてです。ご説明をお願いします。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長です。よろしく申し上げます。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

「歌舞伎町ルネッサンスの主な取り組み」の表紙にあるゴジラについては、著作権料等を支払っているのでしょうか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

これは新宿東宝ビルの建物上に設置されているものであり、区の施設に設置されているわけではないため、区として著作権料等は支払っていません。

【委員】

現在の歌舞伎町周辺の放置自転車の台数や駐輪場の収容台数について教えてください。

【交通対策課長】

放置自転車の台数については、平成28年10月のデータでは972台です。また、区では靖国通り沿いに道を挟んでそれぞれ250台ずつ合計500台の駐輪場を整備する予定です。

【委員】

放置自転車対策については、駐輪場の更なる整備も必要だと思います。店舗や道路等、様々な場所での駐輪場の整備について検討していただきたいと思います。

【交通対策課長】

店舗については、「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」において、店舗の面積に基づいて必ず駐輪場を設けなければいけないという附置義務が規定されています。ただ、条例に規定が設けられる前に建てられた店舗については、駐輪場が設けられていない場合もありますので、そのような店舗については、駐輪場を設けるよう適宜指導しています。

また、道路上については、交通の動性に妨げにならないような広い場所に、道路管理者、交通管理者等と協議して駐輪場を設けています。

【委員】

TMOとは何の略称ですか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

歌舞伎町タウン・マネジメントの略称です。歌舞伎町ルネッサンスを推進をするための組織であり、区、地元商店街振興組合商店会、町会、民間企業等が連携し、協議をしながら取組を進めています。

【委員】

3点質問があります。

1点目に、指標1,2「歌舞伎町に対する区民のイメージ」について、区政モニターアンケートはどれくらいの人数を対象としていますか。

2点目に、平成28年度は「歌舞伎町対策の推進」として「以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合」を指標設定していましたが、平成29年度はなぜ指標としていないのでしょうか。

3点目に、指標3「違反指導店舗数」について、指導はどれくらいの頻度で行っていますか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

まず、区政モニターアンケートについてです。平成28年度については、調査対象者が989名です。アンケート内容は、歌舞伎町ルネッサンスの推進についてだけでなく、男女共同参画

に関することや区政情報の発信についてなど、様々なテーマについて調査を実施しています。歌舞伎町ルネッサンスの推進についても、歌舞伎町のイメージのほか、歌舞伎町に行く頻度や歌舞伎町に行く目的等、いろいろな観点で質問をしています。

次に、「以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合」という指標についてです。平成27年度は、本事業の枝事業として「繁華街の防犯・防災活動の推進」について取り組んでおり、その枝事業に対する指標として「以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合」を設定していました。平成28年度より始まった第三次実行計画の中では、「繁華街の防犯・防災活動の推進」については、計画事業53「客引き防止行為等の防犯対策活動強化」において事業に取り組んでいますので、指標についても設定していません。

【交通対策課長】

指標3「違反指導店舗数」についてですが、指導は月1回行っています。

【部会長】

防犯については別事業で実施しているとのことですが、所管課はどこでしょうか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

危機管理課です。

【部会長】

歌舞伎町タウン・マネジメントは任意団体ですか。事務局は区でやられていますか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

歌舞伎町タウン・マネジメントは任意団体として設立しており、事務局については、歌舞伎町タウン・マネジメント自身が担っています。平成28年度は、人件費の部分について区から補助金を出しています。そのほか自主事業や事業経費については、イベントを実施する際の事業実施主体からの参加料をとって運営しています。

【部会長】

専従職員は雇用しているのですか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

事務局長を入れて職員4名と臨時職員を雇用しています。

【部会長】

法人化については検討していますか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

収支も含めて自立して活動ができる見通しが立った段階では、法人化を検討していく必要があると考えていますが、現状では難しいと考えています。

【委員】

区政モニターアンケートはどのような形で実施していて、回収率はどれくらいでしょうか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

区の区政モニターアンケートは、総合政策部の区政情報課公聴係で実施をしているアンケートです。年度ごとに事前に登録した区政モニターの方にアンケート用紙を配付し、回答をいた

だくというものです。アンケートは年4回実施しており、歌舞伎町ルネッサンスについて実施した平成28年度第3回の区政モニターアンケートについては、989名にアンケート用紙を配布し、851名から回答をいただいているため、回収率は86%です。

【部会長】

枝事業②「歌舞伎町活性化プロジェクトの展開」についてですが、歌舞伎町タウン・マネジメントが実施するイベントに対し、区が支援するという内容でしょうか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

実際のイベントの運営については、民間のイベント業者等が行いますが、全体調整や地元との調整等については、歌舞伎町タウン・マネジメントが主導的に行っています。区しても、イベントの後援等により支援していますが、イベント自体に補助金等の支出はしていません。

【委員】

イベントによる収益はどのように使用されていますか。

【東京オリンピック・パラリンピック関係等担当課長】

イベントによる収益は歌舞伎町タウン・マネジメントに収入として入ります。その収益金により、例えば、シネシティ広場の清掃活動や歌舞伎町のパトロール等の事業に役立てています。

【部会長】

歌舞伎町地区のまちづくりを考えた際に、やはり一番の柱は防犯や安全・安心ではないかと思えます。防犯性の向上、犯罪率の低下等の実態は分かれますか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】

防犯関係の正確なデータは把握していません。しかし、区政モニターアンケートにおける「歌舞伎町が安全になったと思う人の割合」については、平成24年度は30.4%ですので、以前より向上しているのではないかと思います。歌舞伎町ルネッサンスの推進の大きな目的として、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティというものを目指していますので、安全・安心についても大きな柱として今後も取り組んでいきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございました。本日はここで終了とします。

＜閉会＞